

平成二十一年二月十三日受領  
答 弁 第 八 三 号

内閣衆質一七一第八三号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、昨年の力士による大麻所持事件等を受け、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）が再発防止策に取り組んでいる最中に、再び力士による大麻所持事件が起きたことは、誠に遺憾であると考えている。

二について

文部科学省としては、昨年の力士による大麻所持事件等を受け、協会に対し、協会の理事及び監事に外部有識者を登用すること、協会として組織的に大麻所持事件等の再発防止に取り組むこと等を指導してきたところである。

三について

文部科学省としては、企業において大麻を所持又は吸引した従業員に対してどのような処分が行われているかについて、承知していない。

四から六までについて

文部科学省としては、協会の力士等に対する個別具体的な処分の内容については、協会において適切に判断すべきであると考えている。

七について

文部科学省としては、協会において、昨年に引き続き、力士による大麻所持事件が起きたことを厳しく受け止め、力士等による大麻の所持及び吸引に関する調査を含め、再発防止策に徹底して取り組むよう指導してまいりたい。